

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人りんどうの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬をいう。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の給与支給対象職員を除く全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 各々の理事に対する報酬は、別記1「理事長及び非常勤理事の報酬」に定める額とする。

4 各々の監事の報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。

5 各々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、費用弁償として支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別記1 (1) 理事長の報酬

月額42,000円

(2) 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律6,000円

別記2 非常勤監事の報酬

理事会、評議員会及び監事会出席の都度、謝金として一人一律6,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律6,000円